

平成30年度（令和元年度実施）事務事業評価表【C表】

事業整理番号 0902 - 17

事務事業名	ひとり親家庭の自立促進事業 (ひとり親家庭等医療費助成事業、児童育成手当支給事業、児童扶養手当支給事業を統合)	担当組織	子ども家庭部	子育て支援課
-------	--	------	--------	--------

事業特性							
事業を構成する 予算事業	事業開始年度	26年度以前	事業終了年度		計画/一般	一般事業	計画事業No.
	単独/補助	国・都補助 + 区上乗せ事業	運営形態	一部業務委託	公民連携		30年度事業整理番号
	①	ひとり親家庭等医療費助成事業		②	児童育成手当支給事業		
	③	児童扶養手当支給事業		④			

政策体系（現基本計画）			
地域づくりの方向	子どもを共に育むまち	施策の目標	誰もが地域で安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる、子育て支援の充実に取り組みます。
政策	子ども・子育て支援の充実	施策番号	4-2-1
施策	地域の子育て支援の充実	関連する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標	子どもと女性にやさしいまち

1. 事業の概要・目標と現状の把握									
事業の目標 (どのような状態にしたいか)	ひとり親家庭等の生活の安定、児童福祉の増進。								
事業の対象 (対象となる人・物)	ひとり親家庭等医療費助成・児童扶養手当は下記①②が対象。児童育成手当は手当の種類により①または②が対象となる。 ①父または母が死亡・重度の障害等の状態にある、18歳(18歳に達した日以後最初の3月31日まで)の児童を養育する保護者。(育成手当) ②中程度以上の障害がある20歳未満の児童を養育する保護者。(障害手当)								
事業の概要 (事業の活動内容・進め方)	【児童育成手当・児童扶養手当】18歳(18歳に達した日以後最初の3月31日まで)の児童を養育する母子・父子・養育者家庭のひとり親家庭、中程度以上の障害がある20歳未満の児童を養育する家庭の保護者に手当を支給する。所得制限あり。 【ひとり親家庭等医療費助成】 母子・父子・養育者家庭等のひとり親家庭が医療機関で保険診療を受けた際に支払う自己負担金の一部または全部(保険対象外の診療は除く)を助成する。所得制限あり。								
基礎データ (事業のための資産・利用者等の情報)	【ひとり親家庭等医療費助成】 対象者数:1,522人 件数:25,326件 年間助成金額:64,262,994円 【児童育成手当】 育成手当:13,500円 障害手当:15,500円 【育成手当】 児童数:1,996人 支給額:344,304,000円 (障害手当)児童数:81人 支給額:13,686,500円 (育成・障害手当両方)児童数:28人 支給額:10,005,000円 【児童扶養手当】 全部支給:42,500円 一部支給:10,030円~42,490円 児童2人目以降、加算額あり。物価スライド制のため毎年手当額改定あり。 受給者数:1211人 手当支給総額:551,604,390円								
事業の取組実績	30年度の取組内容 (30年度に実施した具体的な業務内容)	【ひとり親家庭等医療費助成】 新規申請:随時受付・随時医療証交付 現況届:8月受付 医療証交付は12月(有効期間1月1日~12月31日) 【児童育成手当】 新規申請:随時(申請月の翌月分から手当支給開始) 現況届:8月受付 手当支給:年3回(2月、6月、10月) 【児童扶養手当】 新規申請:随時(申請月の翌月分から手当支給開始) 現況届:8月受付 手当支給:年3回(4月、8月、12月) ※各事業とも、広報やホームページで周知							
	活動指標 (事業の実施状況)	指標	目指す方向性	単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度目標(計)	30年度(実績)	元年度(計画値)
	① ひとり親家庭等医療費助成 対象者数	→	人	1,692	1,632	1,600	1,522	1,540	
② 児童育成手当 対象児童数	→	人	2,241	2,184	2,146	2,105	2,130		
③ 児童扶養手当 受給者数	→	人	1,300	1,278	1,254	1,211	1,240		
指標の説明	ひとり親家庭等で、所得制限額(事業によって異なる。また、税法上の扶養人数によって異なる。)未満の場合が対象となる。対象者数の増減は、景気の影響による所得の増減に密接な関わりがある。								
事業目標の達成状況	成果指標 (事業目標の達成度)	指標	目指す方向性	単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度目標(計)	30年度(実績)	元年度(計画値)
	① ひとり親家庭等医療費助成 助成金額	→	千円	65,949	66,621	68,199	64,263	68,199	
	② 児童育成手当 支給金額	→	千円	382,956	376,463	390,981	367,996	390,981	
③ 児童扶養手当 支給金額	→	千円	559,950	556,671	576,723	551,604	596,723		
指標の説明	金額は扶助費の年間支出金額合計。【助成・支給金額の決定方法】①保険診療の自己負担分から受給者負担額を除いた金額を助成。②児童育成手当の支給手当月額は条例で規定。③受給者の所得に応じて物価スライド制により手当月額が決定。申請手続きの際の生活状況の聞き取りが、助成等の他更なる支援が必要な家庭を関連部署に連携する役割も果たす。								

2. 事業費の推移							
単位 (金額の項目:千円 人数の項目:人)		28年度	29年度	30年度		令和元年度	
		決算	決算	予算	決算	予算	増減(30決算比)
事業費	A	1,016,505	1,004,465	1,040,085	989,449	1,065,502	76,053
人件費	【正規(人数)】	(5.00)	(6.00)	—	(6.00)	(6.40)	—
	【非常勤(人数)】	(0.00)	(0.00)	—	(0.00)	(0.00)	—
人件費 B	B	42,500	51,000	—	51,000	54,400	3,400
事業費(人件費含む)	C=A+B	1,059,005	1,055,465	—	1,040,449	1,119,902	79,453
財源内訳	国、都支出金	186,992	184,604	192,241	183,780	198,907	15,127
	使用料・手数料	0	0	0	0	0	0
	地方債・その他	0	0	0	0	0	0
一般財源	E=C-D	872,013	870,861	—	856,669	920,995	64,326

3. これまでの事務事業評価を踏まえた対応			
直近の最終評価	A:現状維持	直近の詳細評価対象事業年度	29年度
直近の最終評価に基づいた具体的な対応、改善策 (直近の評価表から転記)			
上記対応、改善策の進捗状況			

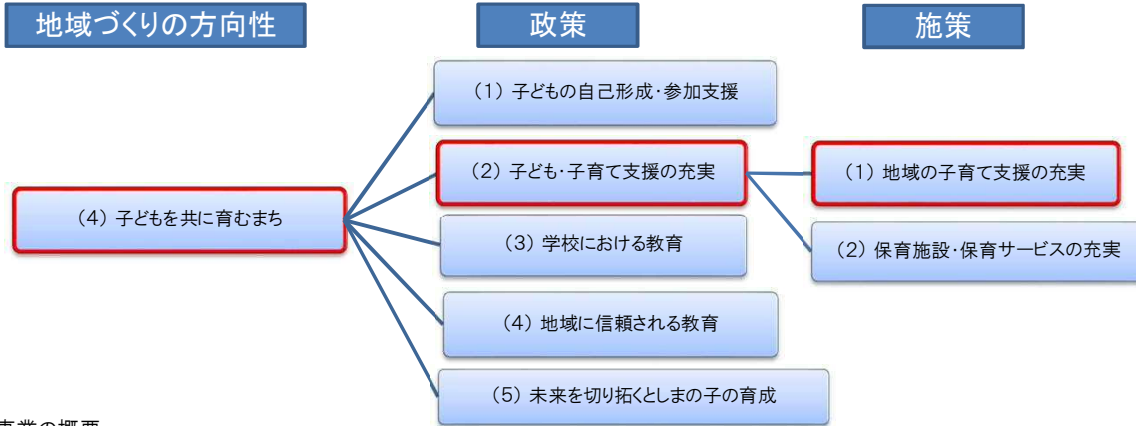
4. 現状の評価			
必要性	【事業に対する需要の変化】 事業を取り巻く環境の変化等により、事業に対する需要は減少していないか。	b:減少していない	
	【区が実施する必要性】 他自治体のほか、民間事業者が同様のサービスを提供している事例がないか。	a:ない	
	評価の理由	ひとり親家庭、障害児を養育する家庭の生活の安定、心理的不安・経済的負担軽減のための重要な福祉施策である。	
有効性	【成果】 活動結果(活動指標等)に対し、事業の成果(成果指標等)は順調に上がっているか。	a:上がっている	
	評価の理由	ひとり親家庭、障害児を養育する家庭の経済的負担軽減に非常に有効である。	
効率性	【コストの見直し】 現状と同等または現状より少ない経費で、区民サービスや職員・組織の質の向上を図る余地があるか。	b:更なる改善の余地はある	
	【民間活用の可能性】 業務委託や指定管理者制度などの民間活用によりコストを削減できる余地があるか。	b:更なる改善の余地はある	
	【事務の見直し】 事業の成果を維持しながら、事務手続きの見直しなどによる事務改善の余地があるか。	b:更なる改善の余地はある	
	評価の理由	定型事務に加え現況届受付を委託化しコールセンターを開設委託したことで、更に効率化が進んだ。	
適正性	【法令順守】 事業に直接関係する法令および個人情報保護、労務関係等の関連法規について理解したうえで、適正に事業を行っているか。	a:適正に行っている	
	【委託事業者との調整】 業務委託等を行っている場合、履行確認およびモニタリング等の実施により、適正な運営が確保されているか。	a:適正に行っている	
	評価の理由	法令順守については、グループ内でOJTを開催する他、現況届窓口開設時の職員と委託業者との関わりなどについて随時注意喚起を行っている。また、履行確認を定期的に行い業務の停滞がないか確認するとともに、モニタリングの実施により、適正性が守られている。	
事業の施策貢献度		★★	

5. 総合評価			
今後の事業の方向性 (現状の評価および施策評価を踏まえた評価)	S:拡充 A:現状維持 A':改善・継続 B:改善・見直し C:縮小 D:終了		A:現状維持
		Dの場合	→ 終了の理由
《上記判断の説明》			
ひとり親家庭からの相談件数が増加している中、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できるよう、各世帯の状況に応じた経済的支援事業を継続していく。			
《上記の判断に基づいた今後の具体的な対応・改善策》		↓	

ひとり親家庭の自立促進事業

本事業を構成する予算事業：ひとり親家庭等医療費助成事業経費、児童育成手当支給経費、児童扶養手当支給経費

1. 事業の位置付け【基本計画(2016-2025)における位置付け】



2. 事業の概要

事業概要	単独・補助 運営形態	区単独事業 直営	事業開始年度 他区の状況	(事業の内容参照) 23区中23区実施
	事業の内容	<p>【児童扶養手当】国補助事業、昭和37年1月より事業開始 父または母が死亡・離婚・重度の障害等の状態にある、18歳（18歳に達した日以後最初の3月31日まで）の児童を養育する保護者に、児童扶養手当を支給する。</p> <p>【特別児童扶養手当】国補助事業、昭和39年4月事業開始 中程度以上の障害がある20歳未満の児童を養育する保護者に、特別児童扶養手当を支給する。</p> <p>【児童育成手当】区単独事業、昭和44年12月事業開始 18歳（18歳に達した日以後最初の3月31日まで）の児童を養育する母子・父子・養育者家庭のひとり親家庭、中程度以上の障害がある20歳未満の児童を養育する家庭の保護者に、児童育成手当を支給する。</p> <p>【ひとり親家庭等医療費助成】区単独事業、平成2年4月事業開始 母子・父子・養育者家庭等のひとり親家庭が医療機関で保険診療を受けた際に支払う自己負担金の一部または全部（保険対象外の診療は除く）を助成する。</p>		
これまでの経緯	<p>【児童扶養手当】昭和37年1月 事業開始 平成20年4月から 事業内容縮小(支給開始後5年経過時点で就労していないとき、場合により手当の1/2が支給停止となる扱いの開始) 平成22年8月 事業内容拡充(対象者:母子家庭に加え父子家庭も対象) 平成26年12月 事業内容拡充(公的年金受給者の併給不可から金額により一部可)</p> <p>【特別児童扶養手当】昭和39年4月 事業開始 【児童育成手当】昭和44年12月 事業開始「東京都児童手当」一般手当(昭和47年1月に国児童手当へ)、遺児手当、障害児手当 昭和49年10月 事業名見直し「東京都児童育成手当」、事業内容拡充 育成手当:15歳(義務教育修了前)、障害手当、特別手当:外国人 昭和55年4月 事業内容変更 区部は東京都児童育成手当から抜け、区の単独事業となる 【ひとり親家庭等医療費助成】平成2年4月 事業開始</p>			

3. 公会計情報

①貸借対照表

(千円)

勘定科目	29年度	30年度	増減	勘定科目	29年度	30年度	増減
資産	14,638	6,387	△ 8,251	負債	0	0	0
土地	0		0	地方債	0	0	0
建物	0		0	その他負債	0	0	0
長期延滞債権	13,597	4,296	△ 9,301	純資産	14,638	6,387	△ 8,251
その他資産	1,041	2,091	1,050	純資産	14,638	6,387	△ 8,251

資産科目の詳細

【長期延滞債権】児童扶養手当・児童育成手当で発生した過誤払い分のうち、未返還額
【その他資産】法改正対応のためのシステムパッケージ購入

負債科目の詳細

負債計上なし

②行政コスト計算書

(千円)

勘定科目	29年度	30年度	増減	勘定科目	29年度	30年度	増減
コスト	1,066,576	1,059,258	△ 7,318	収入	185,981	184,805	△ 1,176
人にかかるコスト	62,586	60,391	△ 2,195	国・都支出金	184,878	184,046	△ 832
業務にかかるコスト	4,236	14,796	10,560	使用料・手数料	0	0	0
給付にかかるコスト	999,754	983,863	△ 15,891	その他収入	1,103	759	△ 344
減価償却費	0	208	208	純行政コスト	880,595	874,453	△ 6,142

コストの詳細

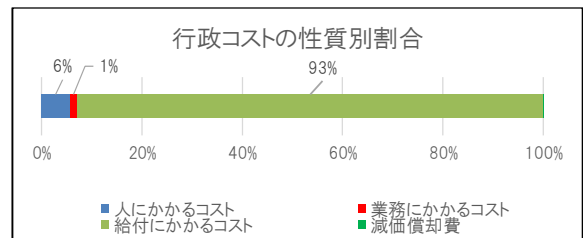
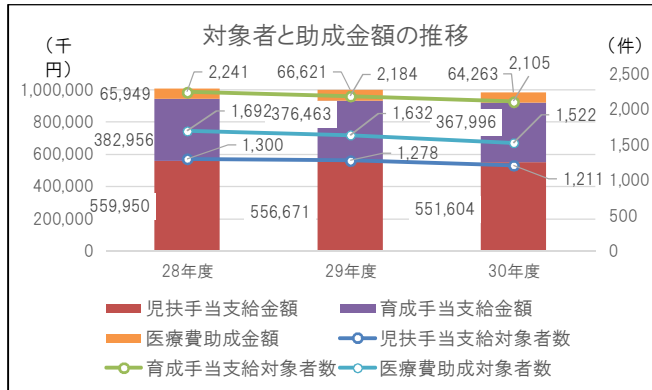
【人にかかるコスト】本事業に携わる職員の給料、手当、引当金等
【業務にかかるコスト】医療費助成に係る業務手数料等
【給付にかかるコスト】手当支給額、医療費助成額
【減価償却費】システムの資産価格で当年度1年間で償却した価格

収入の詳細

【国・都支出金】国からの負担金・委託金
【その他収入】児童扶養手当・児童育成手当、医療費助成金の過誤払い分の返還額

4. 行政サービスの実績とコスト分析

事業の取組実績	指標	単位	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (目標値)	30年度 (実績)	元年度 (計画値)
	児童扶養手当受給者数	人	1,314	1,300	1,278	1,254	1,211	1,240
	児童扶養手当支給金額	千円	562,949	559,950	556,671	576,723	551,604	596,723
	児童育成手当対象児童数	人	2,269	2,241	2,184	2,146	2,105	2,130
	児童育成手当支給金額	千円	385,095	382,956	376,463	390,981	367,996	390,981
	ひとり親医療費助成対象者数	人	1,701	1,692	1,632	1,600	1,522	1,540
	ひとり親医療費助成金額	千円	66,158	65,949	66,621	68,199	64,263	68,199



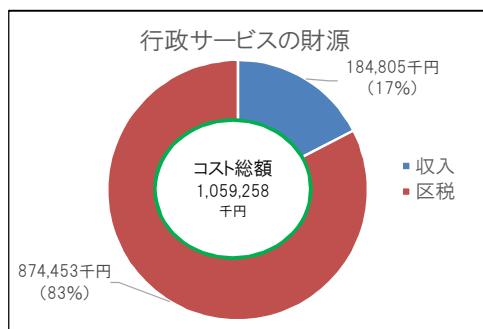
事業に携わる職員数

	28年度	29年度	30年度
正規職員	—	7.0人	6.0人
再任用職員	—	0人	0人
非常勤職員	—	0人	0人
臨時職員	—	0人	0.5人
人材派遣	—	1.0人	0人

資産(土地・建物)の分析

資産の概要		
資産計上なし		
資産老朽化比率		(千円)
取得価格(A)	建物取得時に支払った額	—
減価償却累計額(B)	これまでの利用で償却した建物価格	—
現存価格(A-B)	現時点で残存する建物価格	—
資産老朽化比率(B/A)	当建物の老朽化の進み具合	—

5. 行政サービスの財源と単位当たりコスト



指標名	単位	年度	実績	単位当たりコスト
各手当受給者総数(児扶・育成・医療)	人	28年度	5,233	—
		29年度	5,094	172,869
		30年度	4,838	180,747

他自治体のコスト情報

他自治体で参照可能な情報なし。

6. 公会計情報から見える課題と今後の取組について

貸借対照表上の長期延滞債権は未収金であり、適正給付と健全な財政運営の観点から、縮小していく必要がある。ただし、延滞期間が長期になればなるほど、回収が困難になっている実情がある。窓口申請の際に手当支給要件の周知を徹底し債権発生防止に努めるとともに、返還金が発生した場合は速やかに納付に導くなど、発生後早い段階での対応が最も有効であるとする。

事業のコストについては、ひとり親家庭の生活支援のための給付が大部分を占めている。受給者数は急激に増減する性質のものではないため、事業コストが急激に増減することは少なく、29年度の実績と比較しても大きな増減はなかった。一方で、単位当たりコストは29年度と比べて上がっているが、これは各事業の受給者総数が減少する一方、不能欠損額※の増加に伴い業務にかかるコストが上がったことが主な要因として考えられる。

受給者数に今後も大きな増減はないと思われることから、給付以外のコストを抑えられるよう、事務の効率化を推進していきたい。

※手当の返還金等のうち未収部分の金額で次年度以降回収が見込めない金額

平成30年度（令和元年度実施）事務事業評価表【C表】

事業整理番号 0903 - 01

事務事業名	認可保育所（公立）の運営・助成事業	担当組織	子ども家庭部	保育課
-------	-------------------	------	--------	-----

事業特性										
事業を構成する 予算事業	事業開始年度	26年度以前		事業終了年度		計画／一般	計画事業	計画事業No.	4 - 2 - 2 - 1	
	単独／補助	国・都補助事業		運営形態	一部業務委託	公民連携		30年度事業整理番号	0903 - 01	
	①	区立保育所管理経費・非常勤職員関係経費				②	区立保育所管理経費・臨時職員関係経費			
	③	区立保育所管理経費・待機児童対策臨時職員経費				④	区立保育所管理経費・維持管理経費			
	⑤	区立保育所管理経費・健康管理経費（保育所職員及び園児）				⑥				
	⑦					⑧				

政策体系（現基本計画）									
地域づくりの方向	子どもを共に育むまち				施策の目標	女性の社会進出等に伴って今後も増加が見込まれる保育需要に対応できる、地域のニーズに応じた保育施設を整備します。			
政策	子ども・子育て支援の充実								
施策	保育施設・保育サービスの充実【重点】			施策番号	4-2-2	関連する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標	子どもと女性にやさしいまち		

1. 事業の概要・目標と現状の把握

事業の目標 （どのような状態にしたいか）	認可保育所（公立）における安定的な運営と適切な事業執行のもと、良好な保育環境の中で、子どもの保育と保護者への支援が行われている。								
事業の対象 （対象となる人・物）	認可保育所（公立）、入所児童及びその保護者								
事業の概要 （事業の活動内容・進め方）	保護者の就労等により保育を必要とする乳幼児を保育するため、認可保育所（公立）の運営を行う。								
基礎データ （事業のための資産・利用者等の情報）	<ul style="list-style-type: none"> 区立保育園19園 在籍園児数 28年度:2,061人 29年度:2,102人 30年度:2,032人 （待機児童対策の一環として受入枠の弾力化を実施しているため、各年度定員数を上回る園児を受け入れている） ※各年度4月1日現在 								
事業の取組実績	30年度の取組内容 （30年度に実施した具体的な業務内容）	保護者の就労等により保育を必要とする乳幼児を保育するため、認可保育所（公立）の運営を行った（平成31年4月1日現在19園）。運営に当たっては、各園に非常勤・臨時職員を配置し、複雑化する保育需要に細かく対応を図っている。また、保育所職員及び園児の健康管理のため、各種の検診なども実施している。							
	活動指標 （事業の実施状況）	指標	目指す方向性	単位	28年度（実績）	29年度（実績）	30年度目標（計）	30年度（実績）	元年度（計画値）
	① 公立保育園の定員数	→	人	2,026	2,026	1,979	1,979	1,979	
	② 公立保育園の在籍園児数	→	人	2,061	2,102	2,032	2,032	2,016	
③									
指標の説明	①各年度4月1日時点における公立保育園（19園）の定員数 ②各年度4月1日時点における公立保育園（19園）の在籍園児数								
事業目標の達成状況	成果指標 （事業目標の達成度）	指標	目指す方向性	単位	28年度（実績）	29年度（実績）	30年度目標（計）	30年度（実績）	元年度（計画値）
	① 待機児童数 ※実績は翌年度4月1日数値	↘	人	0	0	0	16	0	
	② 「地域の保育需要に応じた保育施設の整備、保育サービスの向上が図られている」について、肯定的な回答をする区民の割合	↗	%	13.2	20.3	25.0	27.6	30.0	
	③								
指標の説明	①各年度4月1日時点における区内の待機児童数 ②「協働のまちづくりに関する区民意識調査 報告書」において、「地域の保育需要に応じた保育施設の整備、保育サービスの向上が図られている」の項目に、肯定的な回答をした区民の割合								

2. 事業費の推移

単位 （金額の項目：千円 人数の項目：人）	28年度	29年度	30年度		令和元年度			
	決算	決算	予算	決算	予算	増減 （30決算比）		
事業費	A	611,282	684,062	782,924	709,204	795,427	86,223	
人件費	【正規（人数）】	(413.72)	(403.25)	—	(397.93)	(389.90)	—	
	【非常勤（人数）】	(16.50)	(10.02)	—	(13.00)	(13.00)	—	
	人件費 B	B	3,576,020	3,463,697	—	3,429,205	3,360,950	-68,255
事業費（人件費含む）	C=A+B	4,187,302	4,147,759	—	4,138,409	4,156,377	17,968	
財源内訳	国、都支出金		2,197	328	6,642	6,120	5,840	-280
	使用料・手数料	D	450,645	441,631	498,655	420,792	499,444	78,652
	地方債・その他		39,835	51,166	63,558	51,688	60,288	8,600
	一般財源	E=C-D	3,694,625	3,654,634	—	3,659,809	3,590,805	-69,004

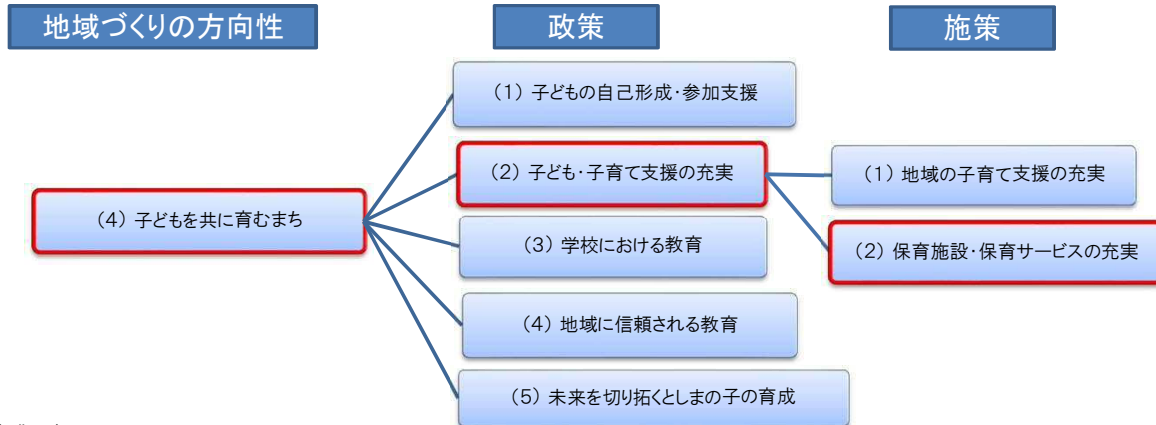
3. これまでの事務事業評価を踏まえた対応			
直近の最終評価	A:現状維持	直近の詳細評価対象事業年度	29年度
直近の最終評価に基づいた具体的な対応、改善策(直近の評価表から転記)	区立保育所の円滑な運営とともに、今後も増加していく私立認可保育所に対し必要な助成を行っていく。		
上記対応、改善策の進捗状況	区立保育所の円滑な運営に取り組んだほか、保育の質ガイドラインの作成に向けた検討会を設置し、豊島区の保育の基本的考え方や保育の質に関わる具体的項目等の検討を行い、平成31年3月に保育の質ガイドラインを作成した。		

4. 現状の評価			
必要性	【事業に対する需要の変化】 事業を取り巻く環境の変化等により、事業に対する需要は減少していないか。	b:減少していない	
	【区が実施する必要性】 他自治体のほか、民間事業者が同様のサービスを提供している事例がないか。	b:ある	
	評価の理由	認可保育所の運営は、自治体が主体的に行う事務である。	
有効性	【成果】 活動結果(活動指標等)に対し、事業の成果(成果指標等)は順調に上がっているか。	a:上がっている	
	評価の理由	待機児童数は、定義変更の影響などにより31年度は増加に転じたが、引き続き低い水準にある。また、「地域の保育需要に応じた保育施設の整備、保育サービスの向上が図られている」について、肯定的な回答をした区民の割合は毎年上昇している。	
効率性	【コストの見直し】 現状と同等または現状より少ない経費で、区民サービスや職員・組織の質の向上を図る余地があるか。	b:更なる改善の余地はある	
	【民間活用の可能性】 業務委託や指定管理者制度などの民間活用によりコストを削減できる余地があるか。	b:更なる改善の余地はある	
	【事務の見直し】 事業の成果を維持しながら、事務手続きの見直しなどによる事務改善の余地があるか。	b:更なる改善の余地はある	
	評価の理由	事業の性質上、必ずしもコストの縮小を進めるべきではないが、保育の質の向上に向けた取り組みは継続して行っていく必要がある。また、民間活力を活用するため、区立保育園の民営化について今後も計画的な対応を予定している。	
適正性	【法令順守】 事業に直接関係する法令および個人情報保護、労務関係等の関連法規について理解したうえで、適正に事業を行っているか。	a:適正に行っている	
	【委託事業者との調整】 業務委託等を行っている場合、履行確認およびモニタリング等の実施により、適正な運営が確保されているか。	a:適正に行っている	
	評価の理由	法令等を順守したうえで、適正な事業執行を徹底している。一部の公立園では給食調理委託を導入しているが、履行確認等も適正に行っている。	
事業の施策貢献度		★★★	

5. 総合評価			
今後の事業の方向性 (現状の評価および施策評価を踏まえた評価)	S:拡充 A:現状維持 A':改善・継続 B:改善・見直し C:縮小 D:終了		A':改善・継続
		Dの場合	→ 終了の理由
《上記判断の説明》			
<p>今後も待機児童ゼロの達成に向けた取り組みを継続するとともに、保育の質・向上を図るため、多くの児童を保育する保育所の安定的な施設運営と適切な事業執行を図っていく。</p>			
<p>《上記の判断に基づいた今後の具体的な対応・改善策》</p>			
<p>【新規・拡充事項】 ・平成31年3月に作成・発行した「保育の質ガイドライン」の普及を図るとともに、保育の質向上に向けた取組の具体化を検討する。ガイドライン普及版の小冊子を作成・発行し、保育施設職員及び保護者を対象とした普及イベントを開催する。</p>			

区立保育所管理経費

1. 事業の位置付け【基本計画(2016-2025)における位置付け】



2. 事業の概要

事業概要	単独・補助	区単独事業	事業開始年度	昭和36年度
	運営形態	直営	他区の状況	23区中23区実施
これまでの経緯	昭和36年7月 東京都より保育所2園、簡易保育所1園の移管により事業開始 昭和56年8月 保育園数は32園まで拡充整備 平成12年3月 1園廃園(31園) 平成13年3月 3園廃園(28園) 平成18年度～21年度 4園を民営化・3園を委託化(公設公園21園、公設民営3園) 平成26年度～27年度 公設公営2園を民営化(公設公営19園、公設民営3園) 平成29年4月 公設民営1園を民営化(公設公営19園、公設民営2園) 平成31年4月1日現在 公設公営19園、公設民営2園 ※令和3年度以降 公設公営3園を民営化予定			

3. 公会計情報

①貸借対照表

(千円)

勘定科目	29年度	30年度	増減	勘定科目	29年度	30年度	増減
資産	5,989,915	6,753,526	763,611	負債	1,271,488	1,108,110	△ 163,378
土地	4,222,080	4,222,080	0	地方債	1,271,488	1,108,110	△ 163,378
建物	3,324,343	3,683,610	359,267	その他負債	0	0	0
減価償却累計額	△ 1,662,590	△ 1,749,505	△ 86,915	純資産	4,718,427	5,645,416	926,989
その他資産	106,082	597,341	491,259	純資産	4,718,427	5,645,416	926,989

資産科目の詳細

【土地】区立保育園の土地価格
 【建物】区立保育園建設時の建物価格
 【減価償却累計額】区立保育園建物価格のうち既に償却した価格
 【その他資産】保育園大規模改修に充当した起債の償還のための基金残高等

負債科目の詳細

【地方債】保育園の大規模改修等に充当した起債の残高

②行政コスト計算書

(千円)

勘定科目	29年度	30年度	増減	勘定科目	29年度	30年度	増減
コスト	5,734,364	5,580,518	△ 153,846	収入	650,437	644,648	△ 5,789
人にかかるコスト	4,887,640	4,772,922	△ 114,718	国・都支出金	0	0	0
業務にかかるコスト	758,674	716,346	△ 42,328	使用料・手数料	590,584	581,070	△ 9,514
給付にかかるコスト	1,145	1,108	△ 37	その他収入	59,853	63,578	3,725
減価償却費	86,905	90,142	3,237	純行政コスト	5,083,927	4,935,870	△ 148,057

コストの詳細

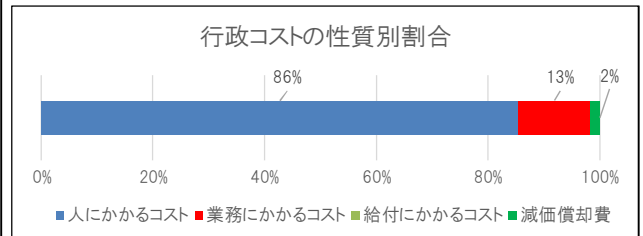
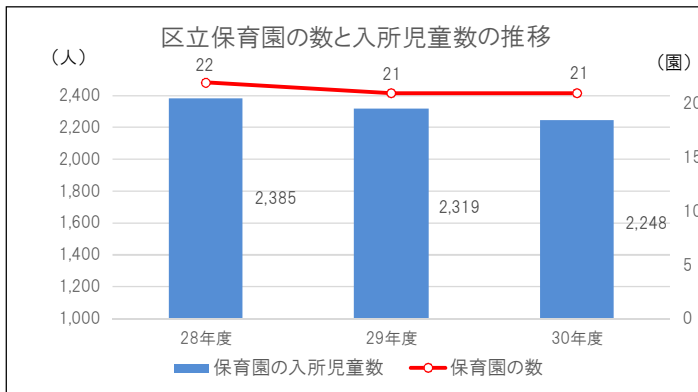
【人にかかるコスト】本事業に携わる職員の給料、手当、引当金等
 【業務にかかるコスト】区立保育園の光熱水費、給食費等
 【給付にかかるコスト】災害共済保険の掛金等
 【減価償却費】区立保育園建物価格のうち当年度一年間に償却した価格

収入の詳細

【使用料・手数料】保育利用者からの保育料収入等
 【その他収入】保育実習に伴う実習費収入等

4. 行政サービスの実績とコスト分析

取組実績	指標	単位	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (目標値)	30年度 (実績)	元年度 (計画値)
	区立保育園(公設公営園)の設置数(4月1日)	箇所	19	19	19	19	19	19
	区立保育園(公設民営園)の設置数(4月1日)	箇所	3	3	2	2	2	2
	区立保育園(公設公営)の入所児童数(4月1日)	人	2,067	2,061	2,102	2,032	2,032	2,016
	区立保育園(公設民営)の入所児童数(4月1日)	人	322	324	217	216	216	220



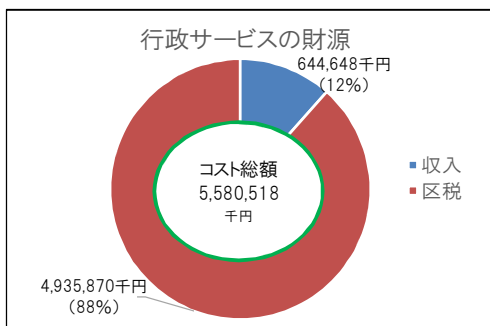
事業に携わる職員数

	28年度	29年度	30年度
正規職員	—	446.4人	439.2人
再任用職員	—	9.0人	14.0人
非常勤職員	—	68.0人	66.0人
臨時職員	—	229.3人	246.9人
人材派遣	—	1.0人	0人

資産(土地・建物)の分析

資産の概要		
保育園(公設公営19か所、公設民営1か所の施設の一部) ※公設民営園の東京都からの貸付け分は含まず。		
資産老朽化比率		(千円)
取得価格(A)	建物取得時に支払った額	3,683,610
減価償却累計額(B)	これまでの利用で償却した建物価格	1,749,505
現存価格(A-B)	現時点で残存する建物価格	1,934,105
資産老朽化比率(B/A)	当建物の老朽化の進み具合	47.5%

5. 行政サービスの財源と単位当たりコスト



指標名	単位	年度	実績	単位当たり コスト (円)
保育園数	箇所	28年度	22	—
		29年度	21	242,091,762
		30年度	21	235,041,450
入所児童数 (4月1日時点)	人	28年度	2,385	—
		29年度	2,319	2,192,293
		30年度	2,248	2,195,672

他自治体のコスト情報

<p>【墨田区】保育園管理運営事業 総事業費(一般財源充当) / 入所児童数 → 5,424,132千円 / 2,676人 = 2,026,955円 ※ 墨田区HP掲載「事業別コスト計算書」より(平成28年度決算)</p>
<p>【杉並区】保育園運営事業 総事業費(行政コスト純額) / 入所児童数 → 8,377,857千円 / 4,041人 = 2,073,214円 ※ 杉並区HP掲載「行政コスト計算書」より(平成27年度決算)</p>

6. 公会計情報から見える課題と今後の取組について

区立保育所管理経費は事業の性質上、人にかかるコストの割合が高く全体の86%を占めている。人にかかるコストは義務的経費であり、その割合が高いことは運営コストの硬直化につながる側面がある。今後も一層の効率的・効果的な運営を進めるとともに、区立保育園のあり方を明確にしつつ、現在計画化されている民営化の実施に向けて、具体的な取り組みに着手していく。

また、施設の老朽化に対応するため、大規模改修を順次進めているが、建築から50年を超える施設も多くなっている。平成30年度に1園の大規模改修が完了したことから、資産老朽化比率が47.5%と前年度(50.0%)より2.5ポイント改善した。引き続き、建物の長寿命化の方針のもと、安全で良好な保育環境を維持するため、計画的な改修若しくは改築を着実に進めていく必要がある。

なお、幼児教育無償化が令和元年10月から実施されることにより、現在保護者負担とされている保育料が公費負担に切り替わることから、行政コストにも大きな影響を与えることが見込まれる。